

高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する 協定書の運用に関する覚書

福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「乙」という。）とが、平成29年12月5日に締結した、高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書（以下「協定書」という。）の運用に関し、協定書第17条に基づき、次のとおり覚書を交換する。

（関係諸法令等の遵守等）

第1条 協定書第2条第2項に定める「関係諸法令等」には、法令で定める基本規定および原子力規制委員会決定の基準等を含むものとする。

2 乙は、協定書第2条第3項の規定の実施に当たっては、電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程」にのっとり品質保証活動を推進するとともに、学協会等が定める規格等の導入に積極的に取り組むものとする。

（計画に対する事前了解）

第2条 協定書第3条に定める「原子炉施設」とは、原子炉設置許可申請書（添付書類を含む。）に記載する施設とする。

（廃止措置計画の事前連絡）

第2条の2 協定書第3条の2の「廃止措置に関する計画」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の33第2項の規定による廃止措置計画をいうものとする。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 協定書第5条に定める「輸送」とは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条または第13条の規定による輸送、中性子源および冷却材に使用するナトリウムの輸送をいうものとする。

（平常時における連絡）

第4条 協定書第6条第1号、第3号および第4号の規定による連絡は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 毎月連絡するもの

- ① 保守運営状況
- ② 廃止措置作業状況
- (2) 四半期ごとに連絡するもの
 - ① 放射線業務従事者の被ばく管理状況
 - ② 放射性廃棄物の放出および保管状況
 - ③ 冷却排水調査状況
- (3) 毎年度当初に連絡するもの
 - ① 保守運営計画
 - ② 教育訓練計画
 - ③ 廃止措置作業計画
- (4) その都度連絡するもの
 - ① もんじゅの施設設置計画の変更
 - ② もんじゅの計画的運転停止
 - ③ 定期検査その他の計画停止作業の結果
 - ④ 原子炉施設の安全確保に関する基本規定等の変更
 - ⑤ 発電用施設の解体または用途の廃止
 - ⑥ もんじゅ敷地利用計画の変更
 - ⑦ もんじゅの安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項
 - ⑧ 廃止措置中の作業の計画および結果ならびに国へ報告する事項

(異常時における連絡)

第5条 協定書第7条第1号の「非常事態」とは、周辺環境へ深刻な影響を及ぼすおそれがある事故が発生し、または発生するおそれがある場合であって、原子力事業者防災業務計画に基づき防災体制の配備が必要な事態をいうものとする。

2 協定書第7条第2号の「工学的安全施設が動作したとき」とは、工学的安全施設作動信号が発信したときをいうものとする。

3 協定書第7条第3号の「漏洩したとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。

- (1) 排出施設以外から管理区域外に排出されたとき。
- (2) 管理区域外で漏洩したとき。
- (3) 排出施設から予期しない排出があったとき。
- (4) 管理区域内における漏洩であって、人の退避、立入制限または保守運営上の特別の措置等を講じたとき。
- (5) 環境に関連する放射線測定装置が設定値を超えたとき、または超えるおそれがあるとき。
- (6) 周辺監視区域外の空気中または水中の放射性物質の濃度が法

令で定める濃度限度を超えたとき、または超えるおそれがあるとき。

- 4 協定書第7条第4号の「もんじゅに故障が発生したとき」とは、次に掲げるときとする。
 - (1) 第3項第5号の放射線測定装置が機能を停止したとき、または停止するおそれがあるとき。
 - (2) 原子炉計装または安全保護系のプロセス計装に関連する測定装置が設定値を超えたとき。
 - (3) 定期検査その他の計画停止作業において、法令の規定に基づく技術基準に適合しない欠陥があるとき、または欠陥があるおそれがあるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、もんじゅの保守運営に支障を及ぼす故障が発生したとき。
- 5 協定書第7条第6号の「火災が発生したとき」とは、原子炉施設またはこれに関連する施設で火災が発生したときをいうものとする。
- 6 協定書第7条第7号の「事故」には、放射性汚染が車両または船舶内にとどまる事故および交通事故等を含むものとする。
- 7 協定書第7条第9号の「特別の措置を行ったとき」とは、放射線業務従事者等が放射線障害を受けたおそれがあると医師が診断したときとする。
- 8 協定書第7条第10号の「原子炉施設等において人に障害が発生したとき」とは、原子炉設置または放射性同位元素の使用に係る許可申請書（添付書類を含む。）に記載する施設（ただし事務建屋を除く。）内で、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第97条第1項に基づき報告する障害が発生したときとする。ただし、病気による場合および管理区域外で電気工作物の損傷または点検作業等に起因しない場合は除くものとする。

（立入調査）

- 第6条 協定書第8条第1項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）の実施は、福井県（以下「県」という。）と敦賀市（以下「市」という。）が協議して、決定するものとする。ただし、市は、協定書第1条の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断したときは、県に事前に連絡し、立入調査ができるものとする。
- 2 立入調査は、地方公共団体の一般職の職員ならびに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号および第3号に規定する職にある者で、甲が指定したものが行うものとする。また、

特に必要があると認めるときは、甲の職員のほか、甲が認めた学識経験者も立入調査ができるものとする。

- 3 甲は、立入調査を行うときは、あらかじめ乙に対し、立入調査する者の氏名ならびに立入りの日時および場所を通告するものとする。
- 4 第1項ただし書きの規定による立入調査を行ったときは、市は、その終了後、県に対し、結果の連絡および必要な協議を行うものとする。

(立入調査の同行)

第7条 協定書第9条第1項の「甲が認めた地域住民の代表者」とは、もんじゅ立地地域周辺の住居地域の住民の代表者とし、県と市が協議し、決定した者とする。

- 2 立入調査に同行する者の数は、数名程度とし、必要の都度その数を、県と市が協議して決定するものとする。

(適切な措置)

第8条 協定書第10条第1項第2号の「事故または有事」とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条に規定する原子力緊急事態に至るおそれがある場合、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条に規定する国民の保護のための措置が実施された場合などをいうものとする。

(連絡の発受信者)

第9条 甲および乙は、円滑かつ確実な連絡を期するため、協定書第15条の発受信責任者のほか、その代行者を定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定める事項について、新たに必要な事項が生じたとき、変更する事由が生じたとき、または解釈に疑義が生じたときは、甲および乙が協議の上、定めるものとする。

この覚書交換の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 7年 5月 29日
平成 17年 5月 16日 改定
平成 29年 12月 5日 改定

【締結者】

発電所	甲	乙
高速増殖原型炉もんじゅ	福井県・敦賀市	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構